

共同募金配分金の使途について

広く国民各層が、たすけあいの精神に基づいて拠出しあう寄付金を使用する受配者は、寄付者の期待と信頼とを不断に自覚し、寄付者の信託に基づく責任を全うしなければならない。（国民たすけあい共同募金運動要綱）

したがって、その使途にあたっては有効適切に使用されることを期して、厳正公平にこれを行い、指定された事業のために適正かつ効率的に使用し、寄付者の要望に応えるよう留意し、いやしくも後で非難を受けるが如きのないよう厳に注意されたい。

今後、使途の適当でないもの又は業績成績の著しく不良のものは減額し、もしくは現金の交付を止め又は返還せしめることもあり得るものとする。（厚生省通達）

具体的には

- （１）配分申請に基づく支出であること。

事業計画・資金計画等を変更しようとするときは、速やかに届出し、承認を受けること。

- （２）事業完了後は、直ちに配分事業完了報告書・事業収支精算報告書等を提出し、残金があれば返還すること。

- （３）共同募金配分事業であることを明示すること。

実施要綱、案内状、開催資料、集録・報告書等へ。

- （４）食料費は極力おさえ、常識的な範囲にとどめる。

菓子折り、詰め合わせ、参加記念品等おみやげに類するものは廃止する。

- （５）給食サービスを主とする事業は対象外とする。

応分の自己負担がある場合は認めるものとする。

- （６）謝金は配分申請額の半分を目安とする。講師謝金・運転手謝金等は共同募金事業であることの理解を得て、なるべく協力してもらう。その他の方々にも、ボランティアとして協力してもらうようにする。

- （７）対象となる参加者数と、来賓その他の参加者数とのアンバランスがみられる。

- （８）下部組織へのトンネル的、後援金としての支払いがみられる。

事業内容・支出内容とも十分に指導されたい。

- （９）事実上、継続配分となっているのが見受けられる。

あくまでも臨時費配分であり、配分要領に基づくものであること。

参考資料として

- ① 国民たすけあい共同募金運動要綱
- ② 国民たすけあい共同募金実施細目
- ③ 共同募金の配分に関する件 昭和23年2月9日 厚生省社会局長通知
- ④ 山形県共同募金会支会分会会計規程
- ⑤ 山形県共同募金会配分要綱
- ⑥ 山形県共同募金会地域福祉・在宅福祉配分取扱要領
- ⑦ 共同募金配分金使途明示取扱要領 平成4年10月30日